

「金融サービス仲介業に関するワーキング・グループ」の設置について

2020年12月14日

日本証券業協会

1. 設置の趣旨

本年6月に成立した「金融サービスの提供に関する法律」ⁱにより、新たな業態として新設される金融サービス仲介業者は、1つの登録で銀行・証券・保険すべての分野のサービスを仲介することができることとされている。他方で、協会員は、金融サービス仲介業者を通じて金融商品・サービスを提供する場合においても、証券市場に対するゲートキーパー責任や取引・売買に伴う法令諸規則遵守の責任を適切に果たしていく必要がある。

については、金融サービス仲介業者を通じて金融商品・サービスを提供する協会員における自主規制のあり方について検討するため、自主規制企画分科会の下部機関として、標記ワーキング・グループを設置することとする。

2. 検討事項

- (1) 金融サービス仲介業者が行う有価証券等仲介業務（投資顧問契約及び投資一任契約に関する業務を除く。）を通じて金融商品・サービスを提供する協会員における自主規制のあり方
- (2) その他

3. ワーキング・グループの構成

- (1) 本ワーキング・グループの人数は、11名程度とする。
- (2) 本ワーキング・グループに主査を置く。
- (3) 本ワーキング・グループに副主査を置くことができる。
- (4) 本ワーキング・グループには、主査の判断により、必要に応じオブザーバーを置くことができる。

4. 事務の所管

本ワーキング・グループの庶務は、本協会自主規制企画部が担当する。

以 上

ⁱ 「金融サービスの提供に関する法律」の施行日は、公布の日（2020年6月12日）から起算して1年6か月を超えない範囲内において政令で定める日とされている。

1. 金融商品仲介業と金融サービス仲介業（新仲介業）との比較



参 考

	現在の金融商品仲介業	新仲介業の証券部分
業務範囲	売買の媒介 募集又は売出の取扱い 等	同左
顧客口座	無（金銭預託、有価証券の保護預り無）	同左
所属制	有	無
損害賠償責任	無（委託元協会員が負う）	有
財産的基礎	無	有（保証金の供託）
取扱可能商品	制限無（店頭デリバ等を除く）	制限有（金融庁提示案）
取引時確認義務	無	無
行為規制	業務（勧誘、広告等）に応じ協会員と同様の行為規制がかかる	同左（予定）
書面交付・説明義務	委託元協会員（実務上仲介業者にも分担）	新仲介業者と委託元協会員で分担
自主規制	委託元 有（日証協の仲介業者規則）	委託元 有（日証協において検討予定）
	委託先 無（委託元協会員の指導・監督を通じた間接的な規制）	委託先 有（新協会において検討予定）
業者数	884社（内訳：法人606、個人278） ※2020年10月31日時点	—

（注）新仲介業者は、銀行・貸金・保険・証券の4分野をすべて提供しなくとも良く、いずれか一つの分野のみの提供も想定されている。

2. 新仲介業に係る自主規制について

- 現在、新仲介業者に対する自主規制を担う機関については、本年5月にFintech協会等が新団体設立に向けプレスリリースを発出し、「認定金融サービス仲介業協会」の設立準備が進められている。
- 他方で、新仲介業者への委託元となる金融商品取引業者等（協会員）についても、証券市場・顧客に対する責任を果たす観点から、日証協において一定の自主規制を検討する必要があるのではないか。